

泉南市物価高騰対策障害福祉サービス事業所等支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を強く受けている、市内障害福祉サービス事業所等を運営する法人に対し、事業の運営を支援するための給付金を交付することで、利用者への安定的なサービス提供に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、障害福祉サービス事業所等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「関係法」という。）に規定する施設又は事業所であって、別表1の「施設等種別」に掲げるものをいう。

(給付金の対象事業者)

第3条 給付金の交付対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、令和7年7月1日時点で、関係法に基づき事業者指定を受けており、泉南市内において障害福祉サービス事業所等を運営している法人とする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- （1）第5条に規定する交付申請時点で事業を実施していない又は事業を休・廃止している場合。
- （2）国又は地方公共団体が運営している場合。
- （3）同一事業所において、介護保険事業を実施している場合。

(給付金の額)

第4条 対象事業者に交付する給付金の額は、別表1の「施設等種別」欄に定める区分ごとに、同表の「給付金の額」欄に定める額とする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業所等の代表者（以下「申請者」という。）は、給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、給付金を交付することが適当と認めたときは、給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知し、当該申請者（以下「交付対象者」という。）に対し、給付金を支払うものとする。

2 市長は、申請者に対して給付金を交付しないことを決定したときは、給付金却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により給付金の交付を受けたとき。
- (2) 給付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 給付金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) その他市長が給付金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付の取消しを行ったときは、給付金交付決定取消通知書(様式第4号)により交付対象者へ通知するものとする。

(給付金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に交付されているときは、給付金返還命令書(様式第5号)により、交付対象者に対し、その返還を命じるものとする。

(帳簿等の備付)

第9条 交付対象者は、当該給付金に関する事業の収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該給付金を受領した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月16日から施行する。

(失効規定等)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた申請に対する第7条から第9条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表 1（第 2 条、第 4 条関係）

施設等種別		給付金の額 1 法人あたり
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等	特定相談支援・障害児相談支援事業所	1 法人あたり 50,000 円
	居宅介護事業所（重度訪問介護・同行援護・行動援護含む）	1 法人あたり 50,000 円
	通所系事業所（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、生活介護、自立訓練）	1 法人あたり 150,000 円
	施設入所支援	1 法人あたり ・ 定員 29 人以下 200,000 円 ・ 定員 30 人以上 49 人以下 300,000 円 ・ 定員 50 人以上 400,000 円
	共同生活援助（泉南市外にある事業所定員を除く）	
	移動支援事業	1 法人あたり 50,000 円
児童福祉法に基づく施設等	日中一時支援事業	1 法人あたり 50,000 円
	放課後等デイサービス （児童発達支援、保育所等訪問支援を含む）	1 法人あたり 150,000 円